

令和8年度可児市キッズクラブ入室申請について (令和8年4月1日～令和9年3月31日分)

令和8年度に1年生～4年生となる児童の入室申請受付を下記のとおり行います。提出書類について、よく確認いただき申請を行ってください。

記

1 キッズクラブについて

《入室区分及び保育料》

通年利用 (振替休業日及び長期休暇含む)	
入室区分	保育料
通年	月額 5,000 円
通年及び土曜日	月額 7,000 円

長期休暇利用 (長期休暇のみ)	
入室区分	保育料
春休み(4月)	1,800 円
夏休み	10,000 円
冬休み	1,400 円
春休み(3月)	1,400 円

傷害保険料	
入室者全員	年額 800 円(変更になる可能性あり。)

キッズクラブ保育料及び傷害保険料の支払いが必要です。

※原則口座振替にて納入していただきます。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は、保育課へ申請することで減免が受けられます。
詳細は市HPを確認ください。



減免制度について

《入室要件》

次の、①～③の条件をすべて満たす方は申請可能です。なお、近隣に親族が住んでいるなど、見守りができる方が近くにいる場合は、申請について再検討してください。

- ① 市内の公立小学校に在学する1年生から4年生の児童であること。
- ② 下校後または長期休暇(春・夏・冬休み)に保護者等(同一住所の者)が就労等で、保育に欠ける状態が原則月に15日以上かつ平日週に3日以上、1日に4時間以上あること。
- ③ キッズクラブ保育料及び傷害保険料に未納がないこと。

※ 受付状況によっては就労時間と通勤時間を考慮して低学年から順次入室とします。

※ 感染症疾患がある児童や、身体虚弱などにより保育に耐えないと認められる児童、保育上支障があると認められる児童は入室できません。

※ 就労等には、保護者の疾病や介護、障がい等も含まれます。

《開設日時》

開設日	開設時間	入室日
平日（学校がある日）	放課後から 18 時まで	祝日・年末年始（12/29～1/3） ※ただし、気象警報や感染症拡大防止のため臨時入室する場合があります。
長期休暇、振替休業日（学校がない日）	8 時から 18 時まで	
土曜日	8 時から 18 時まで	
※就労等でやむを得ない方に限り早朝・延長保育の利用が可能です。提出いただいた書類を審査の上、利用の可否を判断します。早朝保育（7 時 30 分～）・延長保育（～18 時 30 分まで） ※土曜日の保育場所は、「広見小第一キッズクラブ」です。玄関まで送迎が必要です。		

2 申請及び提出書類について

前年度提出内容と同様の場合もあらためて提出してください。

なお、書類が整っていない場合は受付できませんのでご注意ください。

《提出書類》

- ① 可児市キッズクラブ入室申請書（両面記入）
- ② お迎え同意書
- ③ 就労証明書又は保育できないことが分かる書類（別紙 1 参照）
対象者：同一住所（世帯分離含む）20 歳～69 歳までの方全員分（昭和 32 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの方）
- ④ 申立書（任意提出）※特別な事情がある場合は記入してください。
 - ・保育の必要（入室する理由）について、特別な事情
 - ・就労証明書、診断書等について補記し説明する事情
 - ・特別な配慮事項（家庭環境（別居中の保護者など）、児童及びその家族の心身に関わる事項等）
 - ・その他、事前に申立事項がある場合

《受付場所及び期間》

○現在通年利用をしている児童

提出場所：各キッズクラブ（受取のみのため、不備がある場合は後日連絡します。）

提出期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）～11 月 14 日（金）（クラブ開設時間内）

○上記以外の児童

申請方法：申請書を保育課窓口（可児市子育て健康プラザ mano 2F）に提出またはオンラインにて申請

受付期間：令和 7 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）の平日 8：30～17：15

（土・日・祝はオンラインのみ。オンラインは 24 時間受付可）

夜間受付窓口：11 月 7 日（金）、21 日（金）の 2 日間は 19：00 まで

○オンライン申請

<https://logoform.jp/f/9c2So>



受付期間：令和 7 年 11 月 1 日（土）0：00～11 月 30 日（日）23:59

3 心身に障がいのある児童の受入れについて

キッズクラブでは、学年の異なる集団での生活になるため、安全面を考慮し、以下の要件を勘案したうえで、入室を決定します。入室予定のキッズクラブを事前に見学していただくことも可能です。

- ① キッズクラブでの集団生活が可能であること。
- ② 障がいの特性に対応できる受け入れ体制が整っていること。

4 その他

入室決定（不許可）通知書又は待機のご案内については、1 月中旬に発送する予定です。あわせて、早朝・延長保育利用の決定・不許可についてもお知らせします。

【お問い合わせ】〒509-0209 可児市下恵土一丁目 100 番地（可児市子育て健康プラザ mano）

可児市役所 保育課 学童保育係

電話 62-1111（内線 5522・5523） MAIL hoiku@city.kani.lg.jp

就労（就労内定）証明書等の必要書類		
就労者 （育児休業終了 予定者含む）	会社勤務の方	・就労（就労内定）証明書 ※（令和7年9月1日以降に証明したもの） ※勤務時間が不定の方は、直近2か月分の勤務シフト表や勤務時間が分かるものを添付してください。例えば、就労時間が下記のような方が対象です。 例1）9時～16時まで 内5時間勤務 例2）7時～15時と20時～4時 例3）8時～14時、9時～15時、9時～17時半のどれか ※勤務条件の変更が決まっている場合は、勤務する事業所へ変更日及び変更内容が分かるよう、就労証明書に記載を依頼してください。
	自営業の方	次のすべての書類を提出してください。 ・就労（就労内定）証明書 ※（令和7年9月1日以降に証明したもの） ・開業届又は確定申告書控えの写し
学生	保護者の方	次のすべての書類を提出してください。 ・学生証 ・カリキュラムの写し（昼間授業を受けていることが分かるもの）
	兄弟姉妹の方	・学生証（20歳以上の方）
療養者	次のいずれかの書類を提出してください。 ・障がい者手帳等（公的機関が発行する受給者証など）の写し及び申立書 ・診断書の写し（保育ができない理由が記載されているもの）	
介護者	次のすべての書類を提出してください。 ・被介護者の要介護認定が分かるもの ・申立書 ※施設に入所している方を介護される場合は対象となりません。	
求職中の方	ひとり親家庭のみ申請可能です。次のすべての書類を提出してください。 ・申立書（予定勤務時間、1週間のうち平日の勤務日数及び1か月間の勤務日数） ・ハローワークカード 必ず3月までに就労（就労内定）証明書を提出してください。就職できなかった場合、就労形態が入室要件を満たさない場合又は就労証明書の提出がない場合は不許可とします。	

その他

※育児休業が終了する方は、就労証明書の育児休業の取得期間及び復職年月日の記載が必要です。

※就労証明書の用紙が不足する場合は、コピーするか、キッズクラブ又は保育課へお越しください。なお、ホームページからダウンロード可能です。

※兄弟姉妹で入室申込みの場合、下の学年の児童に原本を、上の学年の児童に写し（コピー）を添付してください。後日、高学年（5～6年生）の入室を申し込む場合は、就労証明書等の必要書類をコピーしご家庭で保管してください。